

# 小本川漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

沿革 令和 5年 9月 1日

## (目的)

第1条 この規則は、この組合が有する内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域のうち岩泉町袈野字袈野と同町乙茂字三田市の境界から上流の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

## (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合、組合の委託を受けた指定販売所等(以下「指定販売所等」という。)または組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)に第7条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

2 前項の納付場所等は、毎年、新聞又は掲示等により公表するものとする。

## (遊漁の方法及び期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法により、ウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間中でなければならない。

ア 水産動物	イ 遊漁の方法	ウ 区 域	エ 期 間
あ ゆ	友釣り、竿一人1本	岩泉町袈野 字袈野と同 町乙茂字三 田市の境界 から上流の 免許区域	7月1日から10月31日 の期間内で組合が定めて 公表する期間
うぐい	竿釣り(餌釣り・擬餌釣り)、竿一人1本		1月1日から12月31日 まで
やまめ	竿釣り(餌釣り・擬餌釣り)、竿一人1本		3月1日から9月30日 まで
いわな	竿釣り(餌釣り・擬餌釣り)、竿一人1本		4月1日から9月30日 まで
うなぎ	竿釣り(餌釣り・擬餌釣り) 手釣り(餌釣り)、竿一人1本		1月1日から12月31日 まで
こ い	竿釣り(餌釣り)、竿一人1本		3月1日から6月30日 まで
ふ な	竿釣り(餌釣り)、竿一人1本		6月1日から9月30日 まで
さくらます	竿釣り(餌釣り・擬餌釣り)、竿一人1本		
かじか	竿釣り(餌釣り・擬餌釣り) 手釣り(餌釣り)、竿一人1本		

2 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整法上必要と認める場合は、前項の各欄に定める範囲を制限することがある。この場合においては、当該制限の内容を新聞又は掲示等により公表するものとする。

### (禁止区域)

第4条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
三田市川と小本川との合流点から岩泉町乙茂地内の三田市砂防えん堤までの区域	1月1日から12月31日まで
東北電力(株)岩泉発電所放水口から下流 50メートルまでの区域	4月20日から5月20日まで
大川、岩洞発電所櫃取取水えん堤上流端から下流 50メートルまでの区間	1月1日から12月31日まで
大川、浅内発電所猿走取水えん堤上流端から下流 50メートルまでの区間	
大川、岩泉発電所落合取水えん堤上流端から下流 50メートルまでの区間	
小本川、浅内発電所下山取水えん堤上流端から下流 70メートルまでの区間	
小本川、岩泉発電所落合取水えん堤上流端から下流 50メートルまでの区間	

### (漁具漁法の制限)

第5条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 撒餌漁法
- (2) 潜水漁法

### (全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水 産 動 物	全 長
う ぐ い	10センチメートル
やまめ(ひかりを含む)	13センチメートル
い わ な	13センチメートル
う な ぎ	30センチメートル
こ い	10センチメートル
か じ か	8センチメートル

### (遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料とし、中学生、肢体不自由者、女性及び高齢者(75歳以上に限る。)のときは2分の1に相当する額とする。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料	
		日券	年券
あゆ	友釣り	1,400円	7,000円
うぐい	竿釣り(餌釣り・擬餌釣り)	1,000円	5,000円
やまめ			
いわな			
さくらます			
こい・ふな	竿釣り(餌釣り)		
うなぎ	竿釣り(餌釣り・擬餌釣り)		
かじか	手釣り(餌釣り)		

- 2 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由者及び高齢者(75歳以上に限る。)を除き1,000円を加算した額とする。
- 3 第1項の中学生及び肢体不自由者にあつては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

#### (特設釣場及びつかみどり漁場)

第8条 前条の規定にかかわらず、組合が濃密放流して開設するやまめ、いわな特設釣場及びやまめ、いわなつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。

- 2 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域又は場所において、イ欄に掲げる水産動物を対象にウ欄に掲げる期間に組合が濃密放流して開設するやまめ、いわな特設釣場及びやまめ、いわなつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、エ欄に掲げる料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア 区域・場所	イ 水産動物	ウ 期間	エ 遊漁料(日券)	
下閉伊郡岩泉町岩泉清水川龍泉洞橋下流端上流47mから東北電力株式会社岩泉第二発電所取水えん堤までの間の1,037mの区域	やまめ いわな	4月1日から 9月30日まで の期間のうち 毎年組合が別 に定めて公表 した期間	一般	2,000円
			小学生・中学生	1,000円
			肢体不自由者	1,000円
			75歳以上の者	1,000円

#### (遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は第2条第1項に定める遊漁料の納付を受けたときは、様式第1号による遊漁承認証(以下「承認証」という)を交付するものとする。ただし、遊漁者が指定販売所等またはオンラインシステムで遊漁料を納付する場合は、これらの管理者が様式第1号で承認する内容を記載する書面または表示する画面をもって、組合が交付する承認証とみなすものとする。

- 2 承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

**(共通遊漁の承認等に関する事項)**

第10条 漁場区域において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を納付しなければならない。

区分	水産動物	漁具・漁法	遊漁料	
			個人	団体
全魚種	あゆ	友釣り	24,000円	21,600円
	うぐい、やまめ、いわな、さくらます	竿釣り(餌釣り・擬餌釣り)		
	こい、ふな	竿釣り(餌釣り)		
	うなぎ	竿釣り(餌釣り・擬餌釣り) 手釣り(餌釣り)		
	かじか	竿釣り(餌釣り・擬餌釣り) 手釣り(餌釣り)		
雑魚 あゆ以外	うぐい、やまめ、いわな、さくらます	竿釣り(餌釣り・擬餌釣り)	17,000円	15,200円
	こい、ふな	竿釣り(餌釣り)		
	うなぎ	竿釣り(餌釣り・擬餌釣り) 手釣り(餌釣り)		
	かじか	竿釣り(餌釣り・擬餌釣り) 手釣り(餌釣り)		

- 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
岩手県盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館5階  
岩手県内水面漁業協同組合連合会
- 第1項の共通遊漁承認証の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 遊漁に際しては、当該承認証を所持するとともに、別に交付する腕章を付けなければならない。
- 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については第7条第2項に規定する遊漁料を徴収する。

**(遊漁に際して守るべき事項)**

- 第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、承認証(オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、承認証を表示した画面)を提示しなければならない。ただし、オンラインシステムで承認証を提示できない場合は、承認証を表示した画面を印刷して携帯しなければならない。
- 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
  - 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
  - 遊漁者は、遊漁に際しては、川底をかくはんしてはならない。
  - 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第13条 組合又は漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

様式第1号

No.

領収書 お客様控			
令和	年度	殿	
漁	種	あ ゆ	雑 魚
遊 漁 料	一 般	7,000円	5,000円
	中学生・肢体不自由者・女性・75歳以上	3,500円	2,500円
上記金額正に受領しました。			
令和 年 月 日			
取扱者	小本川漁業協同組合 印		
遊 漁 承 認 証			
下記の通り遊漁を承認します。			
漁	種	あ ゆ	雑 魚
期	間	自 令和 年 月 日から 至 令和 年 月 日まで	
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 遊漁者は、この遊漁承認証を携帯すること。</li><li>2. 遊漁をする場合は必ず腕章が見えるように(帽子又は腕)着用すること。</li><li>3. 指定魚種以外の魚を採捕しないこと。</li><li>4. ガラかけ、投網、刺し網による漁法は全面禁止されている。</li><li>5. この証は他人に貸与又は譲渡してはならない。</li></ol>			

表

No.

雑魚遊漁承認証(兼領収書)  
漁具・漁法 釣竿1本

一般	中学生・肢体不自由者・女性・75歳以上
1,000円	500円

期日 令和 年 月 日限り  
上記のとおり承認します

遊漁者氏名	
-------	--

小本川漁業協同組合 印  
(注) 本券は再発行しません

裏

注意事項

1. 遊漁をする場合は本証を必ず携帯すること。
2. 監視員に見えるように(帽子又は腕)付けること。
3. 指定魚種以外の魚を採捕しないこと。
4. この証を他人に貸与又は譲渡してはならない。

表

No.

あゆ遊漁承認証(兼領収書)  
漁具・漁法 釣竿1本

一般	中学生・肢体不自由者・女性・75歳以上
1,400円	700円

期日 令和 年 月 日限り  
上記のとおり承認します

遊漁者氏名	
-------	--

小本川漁業協同組合 印  
(注) 本券は再発行しません

裏

注意事項

1. 遊漁をする場合は本証を必ず携帯すること。
2. 監視員に見えるように(帽子又は腕)付けること。
3. 指定魚種以外の魚を採捕しないこと。
4. この証を他人に貸与又は譲渡してはならない。

様式第2号 県内共通遊漁承認証

No. 年 県内共通遊漁承認証

写  真	遊 漁 者	1. 有効期間
	団体名	自 年 月 日
	住 所	至 年 月 日
	氏 名	2. 魚 種
	年 齡	3. 遊漁料
		4. 交付年月日
岩手県内水面漁業協同組合連合会 電話		印

注 制限及び条件として次の事項を明示すること。

1. 入漁できる漁業権漁場
2. 各々の漁業権漁場で定める遊漁規則遵守に関する事
3. この承認証では特設釣場及びつかみどり漁場での遊漁ができないこと

ただし、別途これら制限及び条件を記載した書面を交付し、これに従わなければならない旨を記載することをもって代えることができる。

様式第3号 漁場監視員証

表

裏

No.				
漁 場 監 視 員 証				
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">氏名</td> <td style="width: 30%;">(年齢)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所</td> </tr> </table>	氏名	(年齢)	住所	
氏名	(年齢)			
住所				
有効期限				
発行者				
小本川漁業協同組合 印				

○注意事項
1. 監視するときは、本証を携帯すること。
2. 遊漁者に本証を提示すること。
3. 有効期限がきたら発行者に返納すること。